

神野々緑地（グラウンドゴルフ場・キャンプ場） 使用料と減免制度が変わります

市民の皆さん全体の公平性を保つ観点から、下記施設の使用料と減免制度を見直します。

①使用料：令和3年4月1日から適用

グラウンドゴルフ場に市外居住者に対する割増料金を新たに設定します。

(税込み)

施設	詳細	使用料	
		市内居住者	市外居住者
グラウンドゴルフ場	1ラウンド(8ホール)	120円	180円
	フリーラウンド(24ホール以上)	360円	540円

ただし、お住まいが河内長野市、五條市の方は、河内長野市・橋本市・五條市広域連携協議会の取り決めにより、使用料は市内居住者の料金となります。

また、お住まいを確認するため、住所のわかるもの（免許証等）を提示していただくことがあります。

(税込み)

施設	期間	利用区分	利用時間	単位	使用料（1区画）
キャンプ場	4/1～10/31	宿泊	10時～翌10時	1区画	3,750円
		日帰り	10時～20時	1区画	2,500円
	11/1～3/31	日帰り	10時～17時	1区画	2,500円
	延長		1時間ごと	1区画	620円

キャンプ場に市外居住者に対する割増料金はありません。

②減免制度：令和3年10月1日から適用

利用料の減免については施設を「利用する人」と「しない人」との負担の公平性が求められています。このため、利用内容の公益性の度合いによる統一的な減免基準を新たに定め、減免の適用について判断することとしました。

減免基準	グラウンドゴルフ場 キャンプ場
市が主催し、又は共催する事業に利用する場合(庁内会議で使用する時を除く)	免除
地域に便益が還元され、使用料負担を市民全体に求めるべき特別の事情が認められる活動及び当該活動に関連があると市長が判断した活動に利用する場合	免除
身体障害者、療育、精神障害者保健福祉各手帳の交付を受けた者（障がい者）が利用する場合若しくは障がい者及びその介護者が利用する場合又はこれらの者で構成する団体が障がい者支援のため利用する場合	免除
市内の小中学校、保育園、幼稚園、認定こども園、児童福祉施設、高校が授業、保育等の一環として行う活動に利用する場合(顧問等の引率があるものに限る)	50%減額
主に市内在住の中学生以下の者で構成する団体がその活動する場合（指導者等の引率があるものに限る）	50%減額

問い合わせ

橋本市 建設部 まちづくり課 公園緑地係 0736-33-1179

公益財団法人 橋本市文化スポーツ振興公社 0736-33-2317

神野々緑地管理棟 090-9217-5804